

習志野市告示第 1 3 5 号

習志野市税条例（昭和 3 3 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は条例に基づく軽自動車税（種別割）の納付に関する期限のうち、次に掲げる指定地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 4 月 1 日以降に到来するものについては、その期限を別途習志野市告示で定める期日まで延長するので、条例第 1 8 条の 2 第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年 5 月 1 7 日

習志野市長 宮 本 泰 介

都道府県名	指定地域
富山県	全域
石川県	